

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 4 年度 (変更：令和 6 年11月)
計画主体	小山市

小山市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名：小山市産業観光部農政課
所 在 地：小山市中央町 1－1－1
電 話 番 号：0 2 8 5－2 2－9 8 0 7
F A X 番 号：0 2 8 5－2 2－9 2 5 6
メールアドレス：d-nosei@city.oyama.tochigi.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、ドバト、カワウ、キジバト、タヌキ、ムクドリ、スズメ、ヌートリア、アオサギ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	小山市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（上段：令和3年度 下段：令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 94a
		1,771a
		被害金額 265千円
		20,975千円
	野菜等 (豆類・飼料作物 いも類・野菜)	被害面積 286a
		485a
		被害金額 1,042千円
		14,118千円
ハクビシン アライグマ	野菜・果樹	被害面積 12a
		4a
		被害金額 175千円
		1,391千円

(2) 被害の傾向

小山市の鳥獣被害については、従前からのカラスやドバトなどによる生活環境被害が住民からの相談、報告により確認されている。また同様に、ハクビシンやアライグマなどに関する相談や報告が増えており、市内全域で被害が確認されている。 ハクビシン・アライグマに関しては、ブドウ、イチゴ及びブルーベリー等の食害が発生しており、捕獲許可件数が令和3年度は55件、令和4年度は令和4年10月末現在で48件となっており、今後も被害が続くことが予想される。 イノシシについては、平成24年から市北部において目撃が確認され、平成27年には思川河川敷及び渡良瀬遊水地で生息が確認。平成28年には思川周辺、平成30年には下生井地区において水田への侵入があり、水稲の倒伏被害が発生した。畑作物については、サツマイモ、トウモロコシをはじめとした食害が発生している。農作物への被害が増えていることに加え、地
--

域住民への被害も懸念されることから、平成24年度より地元猟友会に捕獲業務委託を行いながら、地域の自治会、栃木県県南環境森林事務所と連携し、駆除活動を実施している。

イノシシは平成28年度で年間14頭、29年度で46頭、30年度で100頭、令和元年度で127頭、令和2年度で145頭、令和3年度で190頭と5年で捕獲数が13倍に増えており、河川敷の藪を棲み処に繁殖し続けていると考えられる。

ニホンジカについても令和3年度に2頭、令和4年10月末時点で2頭捕獲され、思川流域や渡良瀬遊水地での目撃情報も増加しているので、今後の農作物被害の発生が懸念される。

ヌートリアに関して、本市での被害は確認されていないが、令和4年度に足跡の目撃情報があった。本種は近県での発生が報告されており、本市への影響も懸念される。今後、近県での状況を注視していく必要がある。

アオサギに関しては、令和4年度に漁業組合より管理釣り堀において魚の被害の報告されていることから、今後、被害軽減の為の対策を実施していく。

また、平成29年度より、被害が発生している地域の自治会単位で各地区に鳥獣対策協議会を結成。侵入防止柵の設置や草刈り等の環境整備活動に対し、小山市から補助金を交付している。さらに、令和元年度には市の補助金により小山市鳥獣被害連絡協議会が乗用草刈機を購入し、市内各地区鳥獣対策協議会に無料で貸出を行い、環境整備活動の実施を促している。

令和4年度被害調査から、調査方法を変更し、市内全域の被害状況を把握できるよう改善した。また近年急激な個体数の増加と被害拡大が確認されているため、R5年度現状値を追記し基準値として目標値を見直すこととする。

(3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣種	現状値 (上段：令和3年度) (下段：令和5年度)	目標値 (令和7年度)
被害金額	イノシシ	1,307 千円 40,071 千円	654 千円 32,056 千円
	ハクビシン アライグマ	175 千円 1,391 千円	87 千円 1,112 千円
	ニホンジカ	0 千円 2,102 千円	0 千円 1,681 千円
	合計	1,482 千円 43,564 千円	741 千円 34,849 千円
被害面積	イノシシ	380 a 4,094 a	190 a 3,275 a
	ハクビシン アライグマ	12 a 4 a	6 a 3 a
	ニホンジカ	0 a 270 a	0 a 216 a
	合計	392 a 4,368 a	196 a 3,494 a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ対策として、箱わなを設置し、地元猟友会に管理業務を委託している。 箱わなが増加しているので、管理者の確保を目指し、猟友会小山支部在籍者又は市内在住者を対象に、わな猟免許取得者への免許取得に係る費用の補助を実施している。 また、ハクビシンやアライグマ対策として、住民への捕獲檻の貸出を行っている。	箱わな設置数の増加により、現状の見回り体制では対応が難しくなってくることが懸念されることから、箱わな管理者及び見回り実施者の確保が課題となる。 地元自治会や鳥獣対策協議会と連携して見回りの頻度を増やすことで、捕獲時の迅速な対応や人身被害の防止を目指し、わな猟免許取得を促進し箱わな管理者の増加を目指す。

防護柵の設置等に関する取組	自治会毎に結成した鳥獣対策協議会を交付対象に、侵入防止柵等の設置に係る材料費の半額補助を小山市で実施している。 (1 団体年間最大 50 万円の交付)	団体単位に対する補助事業であることから、柵を設置する位置や時期等の検討について、協議会内での合意形成が難しい。
生息環境管理その他の取組	緩衝帯の設置事業の積極的な活用、また放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及のため専門家のアドバイスを求めている。	地域住民での緩衝帯の維持管理の継続。

(5) 今後の取組方針

イノシシ等の被害防止のため、地元自治会、猟友会との協働による捕獲活動を継続的に実施するとともに、被害のある自治会では対策協議会の新規設立を推進し、必要に応じた集落ぐるみの侵入防止柵設置や生息区域とならないよう環境整備を実施する。また、ハクビシン・アライグマについては捕獲用の檻を貸し出し、市民による捕獲活動を支援していく。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①イノシシ・ニホンジカ
地元自治会等と連携し、栃木県猟友会小山支部等に捕獲駆除を業務委託していく。
- ②ハシブトガラス・ハシボソガラス・ドバト・キジバト・ムクドリ・スズメ・アオサギ
市民・地元企業からの被害の連絡を受け、小山市が捕獲許可を出していく。
- ③ハクビシン・アライグマ・ヌートリア
市民・地元企業からの被害の連絡を受け、小山市が捕獲許可を出し、捕獲用檻の貸し出しを行っていく。
被害住民による捕獲・駆除が困難な場合には、市職員及び猟友会（実施隊）による指導を行い、処分が困難な場合には、猟友会が処分を行う。
- ④捕獲行為がオオタカやサシバ、チョウゲンボウをはじめとする希少猛禽類、またコウノトリ等その他野生生物の生息の支障とならないように配慮する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ	・ 狩猟者の確保のため、狩猟免許取得に対し補助する。 ・ 捕獲機材の導入と従事者への貸与の推進 ・ 捕獲技術向上・安全管理研修会の実施 ・ 捕獲奨励金による捕獲促進
令和6年度	ハクビシン アライグマ ヌートリア	
令和7年度	ハシブトガラス ハシボソガラス ドバト カルガモ カワウ キジバト タヌキ ムクドリ スズメ アオサギ	

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカについては、令和4年10月末現在で2頭の捕獲実績がある。思川沿いで目撃情報が増加しており、生息区域の拡大が懸念されるため、一定数の捕獲計画とする。 イノシシについては、令和3年度で190頭の捕獲実績がある。周辺地域では豚熱の個体も見られることから、豚熱により一時的に捕獲数及びイノシシによる農業被害の減少も見込まれるが、数年の内に急速に個体数が回復することが見込まれることから、継続して対応することが重要だと考えられる。 ハクビシン・アライグマについても令和3年度は55件の有害捕獲許可申請及び31頭の捕獲実績があり、令和4年10月末現在で申請件数が48件、捕獲数も26頭以上と、年間の申請件数、捕獲数共に増加が見込まれる。 近年の有害捕獲許可申請件数及び捕獲頭数の状況、生息区域の拡大傾向を踏まえ、捕獲計画を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数(頭)		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ニホンジカ	10	15	20
イノシシ	250	300	350
ハクビシン アライグマ	70	80	100

捕獲等の取組内容
引き続き年間を通して駆除捕獲を地元猟友会に委託する他、市では捕獲檻の貸出、指導、助言等を適切に行い、捕獲支援を行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市街地に隣接している場所が多いこともあり、わなにかかっていない哺乳類を銃で捕獲する取り組みはない。

(４) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
小山市	平成１９年度許可権限の委譲済

４. 防護柵の設置等に関する事項

(１) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	地域で侵入防止柵を設置する。	地域で侵入防止柵を設置する。	地域で侵入防止柵を設置する。

(２) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	令和５年度	令和６年度	令和７年度
イノシシ	出没地区において、地域住民による侵入防止柵の設置・共同管理、草刈りを実施する。		

5. 生息環境管理その他被害防止政策に関する事項

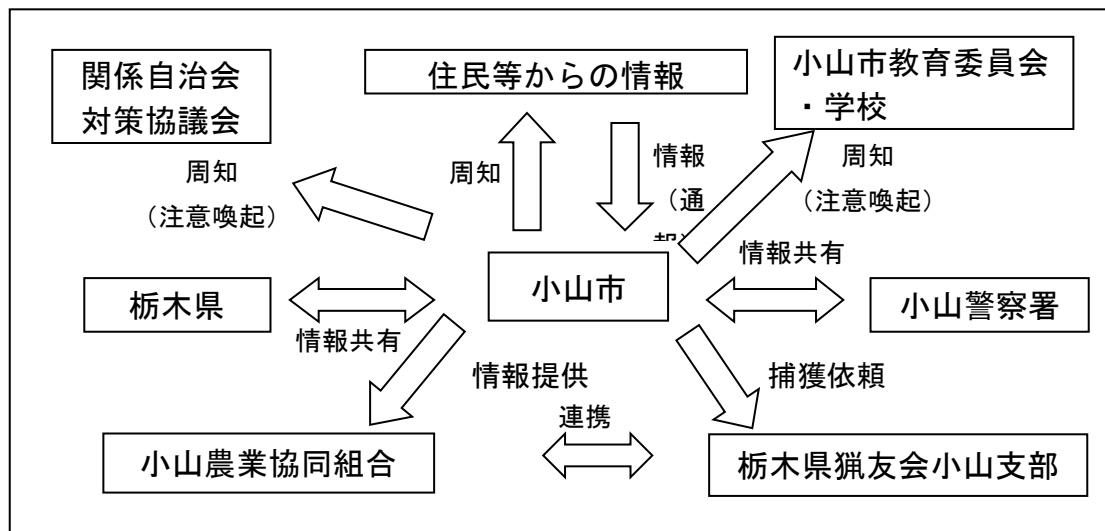
年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ ハクビシン アオサギ	出沒地区において、侵入防止柵の設置・共同管理、草刈り・放任果樹等の処理・食物残渣の適正処理等の生息しにくい環境整備を実施するよう、研修等を通じて地域住民の獣害対策意識の啓発に取り組む。 市単独の捕獲奨励金による捕獲促進を行う。
令和6年度		
令和7年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小山市（事務局）	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策指導等
栃木県	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
小山警察署	被害情報収集、情報提供、地域巡回等
栃木県猟友会小山支部	有害鳥獣の捕獲
小山農業協同組合	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等

(2) 緊急時の連絡体制



7. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協 議 会 の 名 称	小山市鳥獣被害連絡協議会
構 成 機 関 の 名 称	役 割
小山市	被害防止対策全般に関すること
小山農業協同組合	農業被害に関すること
栃木県農業共済組合県南支所	農業被害に関すること
栃木県猟友会小山支部	捕獲等に関すること
下都賀農業振興事務所	農業被害防止対策に関すること
県南環境森林事務所	鳥獣保護、捕獲等に関すること
関係自治会・対策協議会代表	農業被害に関すること
その他（鳥獣保護員等有識者）	鳥獣保護、捕獲等に関すること

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小山警察署	地域住民の安全対策
小山市教育委員会	小中学校への注意喚起 児童、生徒の安全対策
県南地域鳥獣被害対策連絡 会議	県南地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的 な被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和5年1月1日に小山市鳥獣被害対策実施隊を発足。 イノシシ・シカなどの大型哺乳類に加え、中～小型哺乳類の止め刺し等 を実施。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となり、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い 地域づくりを推進する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体の処理については、鳥獣保護管理法に規定された基本方針等 に基づき適切に処理を行う。また、栃木県では原子力災害特別措置法に基 づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨及び自家消費の自粛につ いて啓発するとともに、モニタリング調査結果の情報提供を速やかに行う 。併せて、E型肝炎等の食中毒等に対する注意喚起を定期的の実施する。
--

9. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響による出荷制限があること、捕獲頭数が少なく施設整備はコスト的に合わないことなどから利用予定はない。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町や関係機関と連携し、効果的な被害対策について検討する。

11. 豚熱感染拡大防止に関し必要な事項

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。